

平成26年9月24日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

福祉文教委員会  
委員長 関矢孝夫

### 福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について  
(2) 閉会中の所管事務等の調査について  
(3) その他
  
- 2 調査の経過 9月24日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。  
所管事務調査については、第6期介護保険事業計画について、中学校の学区再編について、保育園の統合について執行部から説明を受け、質疑を行った。  
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。  
その他で、医師等修学資金未返済の件について、すもんこども園の認定こども園化について、入広瀬こどもの家の解体について及び魚沼市子ども・子育て支援事業計画（素案）について執行部から説明を受け、質疑を行った。

## 福祉文教委員会会議録

### 1 審査事件

- (1) 請願第7号 国民健康保険への国庫負担引き上げを求める請願書
- (2) 陳情第1号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情
- (3) 陳情第2号 新井口小学校建設に関する陳情書
- (4) 議案第77号 魚沼市保育園条例の一部改正について
- (5) 議案第78号 魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第79号 魚沼市医師等修学資金貸与条例の一部改正について
- (7) 議案第80号 魚沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- (8) 議案第81号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (9) 議案第82号 魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

### 2 調査事件

- (10) 所管事務調査について
  - ・第6期介護保険事業計画について
  - ・中学校の学区再編について
  - ・保育園の統合について
- (11) 閉会中の所管事務等の調査について
- (12) その他

3 日 時 平成26年9月24日 午前10時

4 場 所 広神庁舎3階 301会議室

5 出席委員 大平恭児、志田 貢、遠藤徳一、渡辺一美、関矢孝夫、森島守人、  
(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 高野甲子雄

8 説明員 大平市長、星教育長、青木福祉課長、金澤健康課長、森山教育次長、  
山田介護福祉室長、高橋子ども課長、戸田子ども課副参事

9 書 記 小幡議会事務局長、関主任

## 10 経 過

開 会 (10 : 00)

関矢委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審査します。

### (1) 請願第7号 国民健康保険への国庫負担引き上げを求める請願書

関矢委員長 日程第1、請願第7号 国民健康保険への国庫負担引き上げを求める請願書を議題とします。最初に、紹介議員であります高野甲子雄議員に説明を求めます。

高野議員 この請願の趣旨については、ここに書いてあるとおりであります。いわゆる本来の社会保障制度としての役割を果たせるようにということで、国民健康保険への国庫負担金の大幅な引き上げを直ちに行うことという1項目でございます。この部分については、ここに書いてありますように、1983年には50%を超えていた。これは昭和58年になりますが、それが現在では20%台になっているということでございます。1983年当時、その前からですけれども、社会保障の関係についてはイギリスのゆりかごから墓場までということで、非常に充実されている国を目指して私たちは高度成長を図ってきたということだろうと思っています。そういう中から現在20%台ということで半分以下になっており、国庫負担の大幅な引き上げという表現で出ていると思います。直ちにとということでありますが、平成27年度予算から実施していただきたいということだと理解しております。以上です。よろしく願いいたします。

関矢委員長 これから紹介議員に対する質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結します。高野議員の退席を求めます。(紹介議員退席) 続いて、この件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。

渡辺委員 この請願趣旨の中で、「国庫負担の削減が高い国保税の原因になっていることを政府は認めるとともに、財源の確保に努力したいということで、2010年の通常国会の予算委員会でも首相が答弁している」というふうにあります。その後、社会保障と税の一体改革におきまして、消費税の10%増税引き上げには、国としてはこの国庫負担の引き上げについて検討するという旨の発言があるかと思えます。そのことにつきまして、各自治体のほうにはどのような説明が来ていますでしょうか。

金澤健康課長 国のほうでは今、地方三団体と協議を進めておりまして、8月中にありました。年末までに結果を出すということで、私どものほうにはまだ情報が届いてきておりません。

渡辺委員 自由討議をさせていただきたいです。

関矢委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10 : 04)

休憩中に自由討議

再開 (10:09)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。ほかにありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから請願第7号を採決します。お諮りします。本件は採択すべきものとするにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、請願第7号は、採択すべきものと決定されました。本請願を採択としましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について協議します。意見書案を配付します。(意見書案配付) 配付漏れはありませんか。(なし) それでは事務局長に朗読させます。

小幡議会事務局長 (意見書案朗読)

関矢委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書にご異議ありませんか。(異議なし) 本会議で採択されたときには、委員長が提出者となり委員会で発議することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

## **(2) 陳情第1号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情**

関矢委員長 日程第2、陳情第1号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情を議題とします。本件に関しまして、執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。

渡辺委員 このたびの陳情ですけれども、これまで魚沼市といたしましては、この団体からの陳情を全て採択してきたという経過がございます。その中で、今回につきましては少し事情が違っているのではないかと思う点がありますので少し質疑させていただきます。この陳情趣旨の中で、「平成26年度には国の就学支援金制度の見直しが行われ、低所得世帯への加算支給の増額が行われました」ということで、これまで私たちも審査に参加しながら私立高校への私学助成の増額を求めてまいりました。この点につきまして、平成22年から実施された私立高校への国の就学支援金制度及び本県の独自の学費制度につきまして、この間に変わってきた経緯等がございましたら説明いただきたいと思います。

森山教育次長 平成22年のときは制度が2本ありまして、1本は今ほど言われる高等学校等就学支援金、これは私立の高校です。公立の学校については、公立学校等に係る授業料の不徴収制度ということで、もうお金をとらない制度というのが2本立てであります。平成26年4月からは、この制度が1本にまとめられて、名前は最初に言った就学支援金ということになっています。22年のときには、基本的には私学の助成のほうは月額9,900円で、公立の授業料と同額支給したということになっています。ところが、26年ではそれが一本化されて、基本的には年収910万円未満の世帯に支給され、それ以上の世帯は支給されないということになります。ただ、金額が年収910万円未満の世帯については、9,900円は変

わらないんですが、それより下の世帯についても階層を設けて、例えば年収350万から590万の方については1.5倍、それより下の250万から350万は2倍、250万未満については2.5倍ということで、所得の少ない世帯について手厚い制度になったと認識しております。

渡辺委員　　そうしますと、910万以上の方も、これまでの制度の9,900円、これはまだ残っていると解釈してよろしいでしょうか。

森山教育次長　　910万円未満の方です。

関矢委員長　　ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。これから陳情第1号を採決します。お諮りします。本件は採択すべきものとするにご異議ありませんか。(異議あり・異議なし) 異議がありますので、挙手によって採決します。本件は採択すべきものとするに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数です。よって陳情第1号は、採択すべきものと決定されました。本陳情を採択としましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について協議します。意見書案を配付します。(意見書案配付) 配付漏れはありませんか。(なし) それでは事務局長に朗読させます。

小幡議会事務局長　　意見書案朗読

関矢委員長　　お諮りします。ただいま朗読のあった意見書でご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、本会議で採択されたときには、委員長が提出者となり賛成委員の連署で発議することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

### (3) 陳情第2号 新井口小学校建設に関する陳情書

関矢委員長　　日程第3、陳情第2号 新井口小学校建設に関する陳情書を議題とします。本件に関しまして、執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。

遠藤委員　　このたび地元のご意見ということで保護者の代表、自治会長さん等から連名で提出された陳情であります。願意を何度か読み返す中で、大前提ということで工期を遅らせずに今後基本的な部分の計画変更ができないかということがありますが、これについては時間的あるいは物理的あるいは執行部の方針的に可能な部分が含まれているのかどうか確認させてください。

森山教育次長　　仮に陳情書のとおりグラウンドを広くした場合には、用地の確保が新たに必要になってくると思います。その場合に考えてみますと、はっきりしたことは申し上げられませんけれども、ほとんど1からスタートという感じになると思います。具体的な内容としては、まず最初に用地取得、新しく求めるところの用地取得の関係で税務署との協議の問題ですとか、その結果を受けて用地交渉をスタートする。その後また新たに施設の配置を含めた基本設計、それに伴う今までやってきたような地元の皆さんを初めとした説明会を開催する必要があると思っておりますし、許認可関係でも農振の除外ですとか農地転用、開発行為等の手続もまた新たにスタートということになりますので、これはかなりの時間を要すると思っております。

遠藤委員　　そうすると、今のお話ですと極めて困難ということではありますが、工期を守りな

がらするといことは困難と判断させてもらってよろしいのでしょうか。

森山教育次長 現実的には不可能に近いかと思っております。

遠藤委員 それでは、2項目めになりますけれども、これから学童保育の枠が広がるということで今の施設では手狭ということもあり、なかなかその人数が収容できないのではないかという声がある中での陳情内容だと思っておりますけれども、その受け皿として執行部としては検討の余地があるとすればどのようなことが考えられますか。

森山教育次長 同様の要望書が学童の保護者会の皆さんからも提出されております。私どもも、来年の4月から小学生全員が学童保育の対象になるということも踏まえて、既存の施設も活用する中で、新しくできる小学校の校舎を利用して学童施設を併設し、2カ所で運営できればということも考えております。まだ決定事項ではありません。

遠藤委員 ということは、今後実施設計の中で学童の施設の部分を検討することは可能だということ、運用とすると2カ所でやっていくということ、よろしいですか。

森山教育次長 そのとおりです。

遠藤委員 この陳情書が上がるに当たっては、本当に地元の方の刹那な要望だと重く受け止めているわけでありまして。こうなる段階において、いろんなボタンの掛け違い等もあったかと思うんですが、当然議会といたしましても調査が不十分なようなところもあり反省するところもあるわけですが、この要因や経緯を執行部としてはどのように捉えていますか。

森山教育次長 私どもも丁寧な説明を続けてきたつもりであります。それは、地元、保護者、湯之谷地域の方、それぞれ順番に説明したつもりでありましたし、議会のほうにもその都度ご報告をさせていただいたりということで、手順はきちんと踏んでやってきたつもりですが、やはり今、遠藤委員が言われたようにグラウンドの広さについては、当初の地域の説明会の中でそういった発言がなされて、その後、今に至ったということです。手順的には私どもはきちんとやったつもりでありましたけれども、最後のところでちょっとボタンの掛け違いといいますか、住民の皆さんの中にはこういうふうに強く願ってられる方がいらっしゃるというのが表に出てきたというような感じで受け取っております。

森島委員 工期はなかなか厳しいというお話もありました。そうしますと、開校はいつ予定されているのか、まずお伺いします。

森山教育次長 当初皆さんにお示したのは、平成28年の夏休みに引っ越しをするということでお話をさせていただいております。当然それに向けて準備はしているんですが、今の状況ですと、場合によると遅れる可能性があるというふうにも思っています。その場合には、はっきりした段階で皆さんにお話をさせていただきたいと思っています。

森島委員 今ほどの次長のお話ですと、教育委員会としては1の陳情を組み入れた場合には、非常に建設に支障があると、開校までに支障があると、こういうことでよろしいですか。

森山教育次長 言われるとおり、1の要望を受けた場合に、今の日程では私は不可能に近いと思っております。

森島委員 わかりました。そして、説明についてはどういうことであったかということですが、当局の今のお話を聞きますと、説明は教育委員会なりに理解を得たと私ども委員は理解してよろしいのか。

森山教育次長 私どもとしてはそのように、住民の大多数の皆さんから理解をいただいたと

思っております。

森島委員 2つ目の学童保育についてでありますけれども、今ほど教育委員会のほうから、1つは今あるつくし保育園に隣接している施設を使用し、そしてもう1つは学校を建設した中で対応すると、こういうことでよろしいのでしょうか。

森山教育次長 そのような方向で考えております。

森島委員 先般、私は陳情者の3人の方とお会いすることができました。お話をする限り、3人の方のうち意見の違う部分もありました。しかしながら、皆さん方が言われるのは、説明不足が端を発したというようなお話が多々ありました。そういう中で、この後に議題となりますが、ひかり保育園の存続に対する要望書等も出ております。私ども議会とすると、一度決めたことを市民の皆さん方からこのような形で上がってくるということは、非常に議会も責任があるんだなと、そういうふうに思うわけです。しかしながら、私どもは当局側からの説明あるいは私ども個人の政治活動の中で、いろいろの部分で聞いてまいります。そうした中で、何が本物なのかということも、私は実は感じたところであります。このような魚沼市民の皆さん方から声が上げられているということは、やはり耳を傾けなければならないと思います。こういうことが2点上がってくることについて、遠藤委員が言われた部分と重複しておりますけれども、今ほどのことについて市長、教育長はどう考えておられるのか伺います。

大平市長 要望書が上がってきてから関係者の皆さんには市の考え方を説明させていただきました。私のところにも来られて話をさせていただきましたが、市の考え方がやはり理解いただけない部分があったのかなと思っております。その結果がこうした陳情になったわけですが、私たちは今の状況の中で、まずは考え方を議会に示す。議会の皆さんから承認をいただいたその後に市民説明会をやっております。そうした中では、議会の皆さんからは理解を得られたものと判断させていただいて、今こうやって建設に向けて進めているわけでありまして。結果的に陳情に対して、これに応えられるかということ、やはり厳しいものがあります。スケジュール的に考えても数カ月の遅れで済むわけではありませぬので、もう一度理解いただいて、今の形で進めさせていただきたいと思っております。ボタンの掛け違いという話もありましたが、こういった中ではそれぞれ市民の皆さんの考えがありますので、全くそれを否定するものでもありませんが、ただ、私たちがこれからいい学校づくりをするためには、議員の皆さん初め市民の皆さんから理解をいただいて進めさせていただきたい、そのように考えております。

星教育長 井口小学校の新築に向けての経過の中では、私ども教育委員会の説明不足がやはりあったかなと思っておりますので、その点につきましては、皆さん方にご迷惑をかけたので本当にお詫びいたします。ただ、一般論としまして、陳情、要望等が出ない形で説明会等が行われることが望ましいとは思いますが、いろんな経過の中で、先ほどボタンの掛け違い等いろいろありましたけど、こちらとしても説明は尽くしているつもりでもどこか欠けているところがないとは限らないわけでありまして、その過程の中で要望書等が出されることは、私は一概に悪いこととは思っておりません。ただ、そのことを受け入れるかどうかというのは、おのずとまた別の問題でありますので、中身が理にかなっているものであれば私どもとしては受け入れることが可能になりますし、予算の問題とかいろんな問題がありますので、そうでない場合にはお断りすることもありますし、場合によっては

真ん中辺で折り合うこともあろうかと思えます。一般論的にはそのように考えております。今回の問題につきましては、先ほども申し上げましたように説明不足もあったのかなと思っておりますけれども、やはり予算の問題あるいは工期の問題等を考えますと、1番につきましては、私どもとしては予定どおりにやらせていただきたいと考えております。2番につきましては、先ほど次長が申し上げましたように、これから実施設計の段階で井口小学校の校舎の中に設けることを検討することは可能であると考えております。

渡辺委員　まず今ほど教育長のほうからお互いに丁寧な説明をしたつもりであっても、このように要望書がまた出てくることについては、その都度お互いに理解しながら進めていくのが一般的であろうというお話でした。で、それを踏まえながら今回の陳情につきましては、1番につきましては少し難しいのではないかという判断を今のところ教育委員会としてはしているという趣旨だったと思えます。この陳情の中身を読ませていただきますと、この中には、校舎等の建設が遅れないことを前提にということで、全ての工期のことを遅れないというふうには書いてないわけでありまして。先日、議会といたしましても陳情に名前を連ねております3名の方と一緒に意見交換させていただきました。その中で、校舎等の建設が遅れないというところをもう少し詳しくということで質問させていただきましたところ、学校の校舎につきましては、建設が遅れず28年の9月に子どもたちがそこで授業ができるようにしていただきたいと、ただし、グラウンドですとかプールにつきましては、半年あるいは1年遅れたとしても、そこは構わないのだということをおっしゃいました。それで、まずこういった細かいことにつきまして、今後この3名の方々とある程度協議ですとか意見交換ですとか、そういったことをする予定はございますでしょうか。

星教育長　確かに校舎等の建設が遅れないということで、「等」が付いていますので、私もそのようなことなのかなとは思っておりましたが、学校教育が校舎だけでグラウンドができていないという状態で開校ができるとは私は考えておりませんので、私どもとしては、少なくともそれも含めてやっぱり工期が遅れてしまうというふうに理解せざるを得ないというふうに考えています。ただ、陳情書が採択されるのかどうかわかりませんが、いずれにせよ私どもは要望が上がっておりますので、この代表の方々に説明をする責任はあると考えておりますので、説明していきたいと考えております。

渡辺委員　先ほどですと折り合いをつけていくということもあり得るというお話でございました。そうすると、説明の中でお互いに、場合によっては100%でなくてもお互いにいいところで話をしていくということもあり得るということでしょうか。

星教育長　先ほど私は一般論として折り合えることがあると申し上げましたが、それは物によってという意味で、この陳情書に関してというつもりは毛頭ありませんでしたので、誤解を与えてしまいましたことについてはお詫び申し上げます。1につきましては、先ほど申し上げましたようにこの後用地を購入してグラウンドを広げるということについては、私どもとしては考えていないということでもあります。

渡辺委員　私たち議会といたしましては、陳情等の審査に当たりますと、やはりしっかりと審査し、そしてまた場合によっては専門的知見等も聞きながら本来審査していくべきだというふうには思っております。ただし、議会におきましては、そういった審査をするだけの予算等が執行部に比べて専門的知見等で審査をすることは十分にできないという可能性がございます。予算の面で、そういった面で、そうなりますと今ほど執行部のほうか

ら説明されたことをもって審査しなければならないのかということになってくると思うんですが、ただ、それではあまりにも住民に対して議会がきちんと調査をしたということには当たらないと思います。なぜならば、これ議員必携の中からの引用で申し訳ないんですけども、「陳情の審査に当たって執行機関の意見を尊重するあまり議会の自主性を失ってはならない。陳情の審査は議会の権限であり執行機関の意見はあくまで参考に過ぎないものであるから、これに拘束されることなく議会が自主的に判断し結論を出すべきである」というような議員としての心構えがうたわれているわけでありまして、そういった意味におきまして、私は私なりに予算がないですので、少しここで私が調査してきたことを確認させていただきたいというふうに思います。まず、平成23年の5月だったと思うんですけども、位置選定委員会の委員が選定されて選定委員会が開始されました。で、平成23年の11月までに答申を出していただきたいというようなことで会議が進んでいったというふうに聞いております。その選定委員の委員長でありました佐藤喜郎氏がこの陳情に名前を連ねているわけでございます。私たちは、その選定委員会の中身というものについて、なかなか自分たちがそこにずっと行っていたわけではございませんのでわかりませんでしたので、このたび平成23年9月に9会場で開催された地域説明会のときの会議録のほうを佐藤喜郎さんより見せていただきコピーをとらせていただいて持っております。その中で、まず清水上、上ノ原のところでは、回答者として松原教育長それから富永教育次長が参加していきまして、そのときの説明では面積はどのくらいで考えているのかという質問に対しまして、答えは25,000平米の確保を考えたというふうになっております。それからまた・・・

関矢委員長　　渡辺委員に申し上げます。陳情に関する当局への質疑ですので、過去の経過等は皆さんご存じだと思います。もっと端的に、この陳情についての質疑に徹してください。

渡辺委員　　このところは確認ですけれども、6会場で25,000が必要だというふうに会議録に残っておりますけれども、そのところは今まさにこの陳情の焦点だというふうに考えておりますけれども、その会議録に残っていることにつきましては、教育長は承知をしておりましたでしょうか。

星教育長　　佐藤喜郎さんがそのようにお話になっているということは伺っていましたので、この間、私はその選定委員会の会議録6回分並びに湯之谷地域で行われた説明会の会議録、それから具申書の内容をつぶさに読ませていただきました。25,000平米を目指してここに選定したということについては承知しております。

渡辺委員　　今ほど委員長のほうから陳情のことについてというお話でございましたが、ここはやはりきちんと調査をし、審議していかなければならないと思います。そしてまた、私たちには調査するだけの予算が、専門的知見ですね、ない中で考えますと、今ここにいる議員の皆さん方が何をもって判断するかというときには、やはりお互いにきちんと調査をしなければいけないという中で少し質疑をきちんとさせていただきたいというふうに考えておりますので、そのあたり委員長のほうに考慮していただきたいというふうに思います。まずそれでは、吉田地区では、松原教育長のほうから「25,000必要であることにつきまして文部科学省の基準で25,000平米が必要である。他校はもっと広い校地である」という答えがこの会議録の中に残っております。そしてまた、会場が湯之谷芋川になりますが、こちらは森山副参事、今の森山教育次長になるかと思っておりますけれども、「必要面積を試算

すると25,000平米であるが」というふうなくだりがございます。これは、この25,000を選定するに当たりましての基準となる表なり用地、試算したということは単独のものを1つ1つ足していったらそうなったという意味だと思うんですけど、それにつきましてはどの場面でお示しになったのでしょうか。

星教育長　今の資料につきましては、選定委員会の1回目から提出されておりました。ただ、一部修正されて、2回目の資料はちょっと修正が入っていることに気づいております。

関矢委員長　渡辺委員に申し上げますけれども、今の質疑は、今までずっとこの委員会の中で調査してまいりました。ですので、調査不足であるかどうか、またそれはこの陳情書の中にもあるかと思えます。陳情書を採択し当局に上げるか上げないか、そのための審査をしております。そのための質疑をしていただければと思います。

渡辺委員　では、少し違った観点から質疑をさせていただきたいと思えます。25,000の用地が必要でないということをやはり言えないということは何なんですかけれども、本来は25,000必要だと思いがらしてきたと思うんですけども、ここに来て、先ほどの意見交換会のときにはPTA会長のほうから、用地ももしかしたら協力してもらえるかもしれないという住民の皆さんからの意思表示もいただいているというような話でありました。そうしますと、今ほどのPTAの陳情をきちんと見ますと、校舎だけは遅れないようにというところを考えますと、そのところにつきましては、まだ執行部側としましてはきちんと調査なりをされたのでしょうか。

関矢委員長　今の渡辺委員の質疑は、陳情者と本委員会との意見交換会の内容についての質疑であるため、委員間の自由討議の中でさせていただき、その後質疑を続行したいと思います。これに異議ありませんか。(異議なし)。しばらくの間、休憩とします。

休　　憩 (10:55)

休憩中に自由討議

再　　開 (11:24)

関矢委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。ほかにありませんか。

遠藤委員　先ほど森山次長の話の中で、2カ所の運用も考えられるというお話がありましたが、この陳情にある隣接地に移設ということについては、執行部側としましては検討していくことは今の段階ではないということによろしいのでしょうか。

森山教育次長　校舎のほうは、現在実施設計に入ったばかりですので、そういった意味では校舎の中での検討はできますけれども、それ以外の隣地という予定は今のところありません。

星教育長　先ほどから新しいグラウンドが狭いグラウンドというふうに表示されていますので、狭いか広いかは各人の判断に任せますので、私のほうで数字を言わせていただきます。新しいグラウンドは126メートル掛ける68メートルの予定であります。これを面積で比較しますと、9カ校ある小学校のうちで4番目に広いです。そして、面積的に言いますと現在のグラウンドに比べておよそ2,000平米広がります。2,000平米と言いますと、およ

そ2反歩です。したがって、運動会等をするのに狭いというふうには感じないものと考えております。3つ目であります。具体的に126掛ける68が多分見えてこないと思いますが、堀之内にある宇賀地小学校のグラウンドが125掛ける68で、実測ではなく地図上の話ですので必ずしも正確ではありませんけど、ほとんどあれに近いグラウンドになると思いますので、どうぞご覧になっていただければ大体の広さが頭に入るものと思います。

渡辺委員　今ほどそういうふうに一応説明がございましたけれども、今現在魚沼市内の少年野球チームが自分たちの自校で少年野球をできていないところというのは、また、できているところはどこでしょうか。

星教育長　調べたわけではありませんので正確ではありませんけど、野球の試合は現在井口小学校ではあまり見たことはありませんが、ほかのグラウンドではやられていると聞いています。宇賀地小学校でも、ことしはチームがなくなりましたが去年まではやっていたと聞いています。

渡辺委員　宇賀地小学校の人数と井口小学校の人数はまず違います。それから、これからいい小学校をつくろうというビジョンの中でやっていかなければいけないということを考えて、宇賀地小学校が井口小学校に比べたら3分の1以下です。3分の1以下の人数のところの校庭がそれで使っているんだから井口小学校はいいだろうというようなことではないと思いますし、それから、先ほどの説明の中では厳しいと言っておりましたが、それは全てゼロからするには確かに厳しいかもしれませんが、今これから自治会長それからPTAそれから選定委員長ということでお話し合いをしていく中では、ゼロからのスタートという話ではないと思います。そういった意味では、まだ可能性として、全く調査していないわけですので可能性はあるというふうに考えますけれど、そのあたりはいかがですか。

星教育長　私は、先ほどの発言の趣旨がねじ曲げられているので、そこだけまず訂正をお願いしたいと思います。私は、あの広さでいいと言っているわけではなくて、あの広さになるので、広さがわからなければあそこをご覧になれば大体おわかりになるという意味で例示しただけでありますので、そこはよろしく願います。それから、何回も申し上げますけど、新しく用地を買収してグラウンドを広げるという選択肢は、工期が遅れるばかりです所以我々としては取り入れないものと考えております。

渡辺委員　工期を遅らせずにするということについて、まだ調査する余地があるかどうかということをおっしゃったわけです。

森山教育次長　具体的な事例で1つ言わせていただければ、農業振興地域ですのであその除外だけで新たに申請した場合、多分1年以上はそれだけかかると思います。その間、造成も何もできないという話にはなりません。

渡辺委員　造成していけないなんていう話は一言もしてませんので、今の予定のところを、PTAとかの話が私が代弁するならば、あそこにプールをつくられてしまうと将来あそこを広げることが厳しいということなので、プールの位置等を考えていただければということですから、ある意味今の敷地の中でプールを移動できるのかとか、いろんなまだ検討の余地はあると思いますけれど、いかがですか。

森山教育次長　具体的には配置を若干ずらすといっても、基本設計の変更ということですので、今の基本設計だけで6カ月以上当然かかっていますので、そういった意味ではそれな

りの期間が必要だということです。

関矢委員長 渡辺委員に申し上げますけれども、今の議題は、この陳情書を委員会として採択するか不採択にするかであります。今の質疑の内容は、今後の当局側の判断だと私は思っておりますので、ここで渡辺委員の質疑を打ち切らせていただきたいと思いますけれどもよろしいですか。

渡辺委員 はい。可能性があるということがわかりましたので結構です。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結します。討論を行います。これから討論を行います。まず、本件に反対者の発言を許します。

遠藤委員 この陳情に反対の立場で討論させていただきます。魚沼市、合併以来初の学校建設ということで、魚沼市の将来を担う子どもたちの地域愛着形成を育む夢ある学校を目指し、執行部、議会とも地元住民の意見を尊重しながらここまで取り組んでまいりました。しかし、その思いが地域住民や保護者、協議会関係者に届かず、説明不足あるいは約束違反ということから、一部の関係者から陳情書という形で不満の声が提出されたことは、とても残念でなりません。この問題に関しては、市民とのいくつかのボタンの掛け違いを反省点として踏まえながらも、ここでは委員会に付託された陳情書に対し、冷静かつ建設的に審査をしなければなりません。そこで、陳情書を再三読み返すと、願意の大前提があります。1つ目の項目は、工期に遅れを生じさせないこと、2つ目の項目は、隣接地に移設とあります。先ほどの執行部の答弁では、ここまで進めてきた基本構想を変更することは、これから法律上の諸手続からいっても工期内完成は非常に困難であるということ、2つ目の項目では、既設の施設を利用しながら新小学校の施設内で2カ所での運用は、まだ検討の余地があるということでしたので、これから保護者の意見を尊重しながら前向きかつ建設的な議論を行えばよいと思いますが、完全移設については土地の検討等も含め構想にないということでありました。したがって、今回の陳情については、貴重な市民の声や願いを少数だからと切り捨てるというような考えでは全くありませんが、提出された陳情書の願意をくみ取り、意見書として提出しても困難なものと判断し、意見書の提出は反対せざるを得ません。よって、井口小学校に関する陳情書については、反対という態度をとらせていただきます。一刻も早く子どもたちが新しい校舎で学べるよう、委員各位の賛同をお願いし、反対討論といたします。

関矢委員長 次に、本件に賛成者の発言を許します。

大平委員 この陳情に賛成の立場から討論させていただきます。平成23年当時から位置の選定及び決定、地元での用地買収、ことしに入ってから再度の地元での説明など、手順を踏んだ中では住民との合意形成が図られるとの認識で、私はことしの第1回定例会において土地の取得の議案には賛成の立場をとってまいりました。しかし、その後の市の対応と住民の考えや認識の違いがあったことがわかり、今回住民のそれぞれの代表者の話を伺い判断できました。特にグラウンドの面積、当初話のあった130メートル掛ける90メートルの確保に並々ならぬ保護者の気持ちがあることに、まだ話し合いの余地があることを認識し、引き続き議会として議論を行うことが、私は求められていると思います。今回の陳情に当たっては、代表の方々の意見を真摯にくみ取り、また、今まで行ってきた委員会としての委員会審議のあり方、調査のあり方等の反省も含め、大いに今後課題を残す重要なテーマになりました。新井口小学校建設は、市にとって、地元や保護者にとって、未来の子ど

もたちにとっても非常に重要な問題であり、その仕上げには慎重を期し、万全の対応が求められていると私は思います。議会が住民の声に耳を傾け、大事な問題についてはそれぞれ納得いくまで議論を行い、それがたとえ多少時間がかかったとしても拙速な判断はするべきではないと私は考えます。そういうようなことで、今回のこの陳情について、住民の意見を議会として重く受け止め、市に再考を促すよう私は求めたいと思います。なお、今回の事例は、委員として大いに反省し、今後の委員会の審議のあり方、調査のあり方などを積極的に発言し、議会の活性化に努めてまいりたいと考えます。

関矢委員長　ほかにありませんか。(なし) なければ、これで討論を終わります。これから陳情第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。本件は採択すべきものとするに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手少数であります。よって、陳情第2号は、不採択とすべきものと決定されました。

#### **(4) 議案第77号 魚沼市保育園条例の一部改正について**

関矢委員長　日程第4、議案第77号 魚沼市保育園条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

森山教育次長　ありません。

関矢委員長　これから質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第77号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第77号 魚沼市保育園条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(5) 議案第78号 魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例の一部改正について**

関矢委員長　日程第5、議案第78号 魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

森山教育次長　ありません。

関矢委員長　これから質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第78号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第78号 魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(6) 議案第79号 魚沼市医師等修学資金貸与条例の一部改正について**

関矢委員長　日程第6、議案第79号 魚沼市医師等修学資金貸与条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

金澤健康課長　　ありません。

関矢委員長　　これから質疑を行います。

渡辺委員　　このたびの条例の一部改正につきましては、不幸な事件があったわけでございます。そのことを踏まえましてこの条例の改正が出てきたと認識しておりますので、この条例の改正等について、経緯の中でどのような話し合いがなされたのかということで質疑させていただきたいと思っておりますけれども、例えば市が直接貸し出すのではなく、保証協会等民間に委ねることによって危険を回避すると、これも危険を回避するための条例の改正だと思っておりますけれども、そういった議論はございましたでしょうか。

金澤健康課長　　市で直接貸し付けることを優先して考えてきましたので、保証協会等については考えてきませんでした。

渡辺委員　　今回のこの条例については、このままだと思っておりますが、今後そのような検討は値するものなのでしょうか。

金澤健康課長　　この貸し付けだけに限らずほかの貸付金の関係もそうなんですけれども、今後の検討課題というふうに思っております。

森島委員　　この改正は、先般の医師を目指す学生の不正申請に端を発していると思っておりますけれども、この条例の、特に保護者が新潟県内にとということで、今までですと全国どこでも対応が可能でしたが、県内とした場合、新小出病院ができるときに医師確保が非常に厳しいという面があります。ただ、不正申請があったことは、やはり見抜けなかった部分もあろうかと思っておりますし、虚偽の申請をした本人が一番悪いわけですけれども、やはり医師不足の中でこういう条例を狭めたことについては、どのように考えておられるのかお伺いします。

金澤健康課長　　私どもも予測をしないこういった事件が起こりましたので、全国ということになりますと情報も集めづらい、これからの対応もしづらいということになりまして、県内というふうにさせていただきました。この判断については、魚沼市と一緒にこの事件に巻き込まれた他市についても同様の措置を取られると聞いておりますので、この判断でよろしかったと考えております。

森島委員　　第2条の2項に「特別に認める者」と記載されております。これは市長の権限の範囲ということですが、例えばこれが特別の中に入るのかという一例をお話しさせていただいて、こういう一例であれば可能なんだということをお聞きしたいんですけれども、例えば新小出病院はこれから新潟大学から医師確保をしなければならない中で、新潟大学あるいは県内の大学に県外から来る学生もいるわけでありまして、そうしますと保護者は県外在住の場合、そして条文に書いてあるとおりの志があり、市で一生懸命やろうという心構えがある者は、特別に認める者の該当にはなると解釈してよろしいでしょうか。

金澤健康課長　　魚沼市にゆかりがあって、成績がよくて、連帯保証人が市内、県内におられるというような場合、将来的にも魚沼市で医師として励みたいという強い希望があるというような場合は、検討する余地があると考えています。

森島委員　　それは、市長も教育長も、子どもの将来を見据える部分ということですから、今担当課長が言われたような部分で相違がないということでもよろしいですか。

大平市長　　2番については、この項目を入れる段階で委員が質問したようなことで話し合いをしました。結果的に、これは言い切れる話ではないですので、希望者をしっかり見て判

断しなければいけません、そのようなことも可能だというふうに思います。

星教育長 特に異論はありません。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第79号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第79号、魚沼市医師等修学資金貸与条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

## **(7) 議案第80号 魚沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について**

関矢委員長 日程第7、議案第80号 魚沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

森山教育次長 ありません。

関矢委員長 これから質疑を行います。

森島委員 初歩的ですが、特定教育はどういうことでしょうか。

戸田子ども課副参事 平成24年に制定されました子ども・子育て支援法の中で新しい保育、教育の給付制度、お金の流れの仕組みができました。その新制度の中で施設型保育給付というものを受ける施設のことを特定教育・保育施設といいます。具体的には、幼稚園ですとか認定こども園、保育所、こういった施設で新しい制度に乗って施設型給付を受ける施設のことを特定教育・保育施設と呼びます。それから、特定地域型保育事業につきましては、こちらも新しい制度の中で特定地域型保育給付というお金の流れに乗る施設、主に小規模保育事業、家庭的保育ですとか小規模事業所内保育施設、こういったものの施設のことを特定地域型保育施設と呼ぶようになっております。

森島委員 わかりました。これは、議案第80号も81号も子育て支援法の施行に伴う条例の制定ということですが、恐らく国の指針に基づいてつくってあるわけですが、私どもも支援事業計画の素案をいただきました。その中で魚沼市の特に、何点かでもいいです、1つでもいいです、柱。これが独自性があるんだという部分はあるんでしょうか。

森山教育次長 条例のほうは、言われるように国の考え方に基づいてできていますのでございませんが、1点本会議でもお話をしました暴力団の関係は追加で入れています。あと、計画については、基本的には魚沼市の現状を押さえて、今後どういう形に持っていくかというのを記載した計画ですので、今回魚沼市だけという話ではないですが、全国どこでもなんですが、先ほどお話をした特定地域型保育、これが新たな制度として入ってきますので、当然この部分については今までになかった制度だと考えております。

大平委員 25ページの第21条第2項の後段で、「ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」という条文があるんですけど、どのようなことを指しているんですか。

森山教育次長 これは、具体的には事務職員ですとか施設の管理の方など、保育に入らない

職員のことです。

大平委員 28ページの第34条2項に記録の保存が5年とあるんですけど、私はちょっと短いというふうに感じたんですけど、その辺の認識はどうなんですか。

森山教育次長 文書の保存については、それぞれ文書の種類によって単年度でいいものから永久までございます。そうした中で、今回は国のほうの基準で示された数字が5年間ということ、私どもも5年でいいという判断です。

大平委員 特に4号や5号、事故や恐らく保護者の苦情のことを意味すると思うんですが、こういう記録は非常に大事で後世に残すべきものではないかと考えるんですけど、その辺はどのように考えていますか。

森山教育次長 内容によっては、当然ずっと残したほうがいいものもあるかもしれませんが。ただ、一般的な話としては5年でいいということだと思います。

大平委員 今の話は、一般的には5年というのは妥当だけれども場合によっては後世に残すという理解でよろしいですか。

森山教育次長 そこは園長の判断で可能だと思っております。

大平委員 園長の判断というよりは、きちんと市の基本的な姿勢として、大きな問題や事故などは、特に私が問題にしたいのは死亡事故だとか、そういう事例はやはり継続的に後を絶たない形で全国的に出ています。そういうことを踏まえてさまざまな事例が今後考えられると思いますけれども、このことの意味は大きいのではないかと思います。事故についてはどうでしょうか。

星教育長 今ここで掲げている記録というのは公的な記録ですので、やはり法律で縛るのが妥当だと思っております。今おっしゃるような事例は、学校教育の中でもあり得ることなんです。その場合には氏名ですとか保護者氏名等をAとかBとかに書き換えて、別の記録媒体として残しております。私はそのほうがいいものと思っております。

大平委員 事故等に関しては、そういう対応を今後考えるということでしょうか。

星教育長 そのとおりでございます。

森山教育次長 つけ加えさせていただくと、大きな事故、事件の場合は、必ずその件について施設の点検整備を当然行いますので、同じ類の事故がないように十分配慮しているつもりでございます。

渡辺委員 このたびはこのような形でほとんど国のほうからの指針のとおりということになるかと思います。従来の保育所等の運営基準ですとかということも魚沼市は現実にあります。その中で、国がこういうふうに変えてくることによって、もしかして従来の基準等が変わる可能性というのはございますか。

戸田子ども課副参事 各園において運営規程を定めなければなりません。これについては、今までは義務づけがなかったものですから、新しい制度になることによって早速つくらなければならないと考えております。

渡辺委員 基準が緩くなるというよりは、しっかりと見ていくという方向でこの法律が定められているというふうに解釈してよろしいでしょうか。

森山教育次長 最低基準でございますので、そういうことだと思いますし、私どもも今までの基準よりも悪くなることはないと考えております。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第80号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第80号 魚沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (11:59)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (12:00)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

#### **(8) 議案第81号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について**

関矢委員長 日程第8、議案第81号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

森山教育次長 ありません。

関矢委員長 これから質疑を行います。

大平委員 53ページ、30条及び32条のただし書きで「調理員を置かないことができる」とありますが、私はこれは非常に重要視しています。調理をほかの施設から提供施設に運ぶこと自体がそもそも食中毒や異物混入の温床になっていますので、そういうことをちゃんとチェックできる人間、調理や衛生管理をきちんと把握した人間を条文で担保する必要があると思うし、その認識をお伺いします。

森山教育次長 小規模保育事業所については、今現在ある施設ではなくて今後ということですので、最低基準の中では国の考え方ではこういうことになっています。実際、魚沼市ではまだないわけですので、新しく設置する際にはお話をさせていただいて、その中で検討することになると思います。これよりよくなる分については問題ないわけですが、できるかどうかは今お答えはできません。

大平委員 それと付随して、自園調理方式を、食中毒、異物混入、その他事故等が年々複雑化、多様化しているのが実情としてあると思います。そういう中で、やはり遠くから大事な子どもたちの食事を運んできて、その場で蓋を開けて配膳するという形、それでも先ほど言いましたとおり危険もかなりあったりする。食中毒については、やはり時間、これが非常に大事です。それから、そこで調理されたものをすぐ食べる、あるいは確認してすぐ食べるという行為が非常に大事だと私は認識しております。そういう意味で、自園調理方式は非常に大事だと常々考えています。そういう意味で、委託業者に頼んで、例えば給食センターなどから保育施設に運ばれるという行為は、条文に入れることでさまざまな形態

が今後出てくると思われますので、私はできるならこの文言は極力抑えた形で、自園調理方式を求めることが大事だと思うんですけど、そこら辺についての認識はどうでしょうか。

森山教育次長 学校の給食を含めて調理場のあり方については、いろいろな考え方があると思います。特に小さいお子さんになればなるほど、そういうお考えを持っておられる方もいらっしゃるかも知れません。ただ、先ほどから言っているように、これは本当に全国一律で示された国の基準の中で私どももこういう記載をさせていただいて、実際の設置の段階には、当然お話をさせていただくというふうに思っております。食中毒という話でしたが、今やっぱり現場では、それもそうなのですがアレルギーの関係が、やはりアレルギーを持っているお子さんがふえたこともあり、その対応に苦慮されていることもあるので、そういったことを踏まえてどういう形がいいのか考えていくべきだろうと考えております。

大平委員 同じく第30条2項の2号に、「満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人」という保育士の配置になっているんですけど、私は保育士の話、園長の話を知ってきているんですけど、やはり現場の声は、ゼロ歳児はそうだけれどもやっぱり1歳児、2歳児、成長段階が早い中でこの基準というのは非常に対応が難しいと、今の保育施設でも難しい、何かあったら大変ですよと、ヒヤリハットも日常茶飯事、こういうこともちゃんと報告で上げてある実情があると。それらを踏まえてやはり6人ではなくて3人、3対1という自治体も県内ではあるかと思えます。その辺について、今後検討するかどうか、あるいは現状の認識はどうか、その辺を伺います。

森山教育次長 基本的な考えは6人に1人ですが、やはり現場によっていろいろなお子さんがいますので、今は気にかかるお子さんということで若干注意を払わなければならないお子さんもふえていますので、そういった場合には6人に1人だとちょっと厳しいので、ケースバイケースで手立てをさせていただいているという状況です。

大平委員 現状はそれとわかりましたけれども、この条文が通って、これから実施する段になってそういう意識等で行うのか、あるいはこれにのっとって今おっしゃいました事情により基準を厳しくしてという対応を、恐らく今言われたとおりとると思いますけれども、やはり条文にある以上はこれにのっとって粛々と進めるということが前提になりますので、その辺この先々、職員がかわり役職がつく方も教育長もかわり、後段になって形骸化しないように望みますが、やはり条文等でしっかり担保しておかないと、いずれこれがひとり歩きする可能性は非常に高いと思いますので、そこら辺の認識を再度伺います。

森山教育次長 何回もお話をして申し訳ありませんが、あくまでも最低基準というふうに考えていますので、当然これを下回ることはなくてこれよりいいサービスと考えています。

渡辺委員 確認です。これがこのような形で出てくるということは、恐らくこの人数に応じて国のほうからの支給が決定するというふうに考えておりますので、逆を言うと、これ以上にする場合には魚沼市独自の予算措置をしなければいけないということでしょうか。ここにある基準のままですと、それは国が認めているという考え方でよろしいでしょうか。

森山教育次長 そういことです。ですので、こういう場合はある意味、市の非常勤職員の場合によれば日々雇用の場合なども考えられます。

渡辺委員 これは、私立であろうと市立であろうととにかく国の基準なんですけれども、これについては、私立の基準というふうに考えてよろしいでしょうか。

森山教育次長　いえ、全体ということです。

渡辺委員　そうすると、これはお金の出る基準ではなくて施設として構成する基準ということになりますでしょうか。

森山教育次長　両方同じ数字になると思います。

大平委員　49ページの2項に「保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験」という判断は、一体どのような判断になると想定されるのか、そしてなぜ保育士ときちんと明記されないのか伺います。

森山教育次長　家庭的保育については、本当に限られたお子さんを見ていただくという話になります。例えば、今のご質問にはないんですが、居宅訪問保育事業の場合は1対1で見させていただきますが、そのときに全員が保育士の資格が必要かといったらそこは違うでしょう。そのときにある程度の資格や研修を受けたことが担保されていないと、預けるほうは大変心配になります。そういった意味では、保育士に限定はしないと理解しています。また、知識及び経験については、研修を受講したかどうかということになるわけですが、そのときの内容までは理解しておりません。

大平委員　保育士というのは、非常に保育所施設では要の人材でありまして、ここをしっかりと条文で担保しておく必要が私はあると思います。この後段の条例についても、保育士又は同等ということが書いてありますけれども、なぜ保育士と断定できないのか、必要数が足りないからしょうがないでしょうという類の話では、私は子どもの健全育成は守れないと。保育士はなぜ保育士たるべきか、やはり必要だから保育士を置くのであって、実情に合った中でどうしてもという話とは違うと思います。やはり守るためにきちんと条文で担保しておくことは必要だと思うし、そのことについて再度見解をお伺いします。

森山教育次長　確かに保育士の資格については、言われるとおりだと思いますが、やはり先ほど言ったように、仕事の内容に応じてある程度緩和される部分があってもいいかなというふうに思います。

関矢委員長　ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第81号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第81号　魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(9) 議案第82号　魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について**

関矢委員長　日程第9、議案第82号　魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

森山教育次長　ありません。

関矢委員長　これから質疑を行います。

渡辺委員　これまでも放課後児童クラブは魚沼市にもあったわけですので。先ほどとまた同じような質疑になるかと思えますけれども、この条例が制定されることによって、今

までの魚沼市でも恐らくある程度基準というものは決められてきていたと思うんですけども、それとの整合性ですとか、あるいは変化するところ、変わらなければならないところはありますでしょうか。

森山教育次長　基本的に変わりはないというふうに認識していますが、やはり今までは国のほうではガイドラインという形で示していて、きちんとした法律ではなかったので、その部分でよりしっかりしたと思っております。

大平委員　68ページの第11条の4項に「児童の数が概ね40人以下」とあり、施設の職員も2項で「2人以上とする」とあるんですけど、非常に少ないと私は思うんですけど、現場の実情から考えても、これから6年生まで学童に入ることが決まっているわけで、この人数について今の現状の認識がどのようなものなのか、そしてこの条文の概ね40人以下と数も国基準でそのまま載せたと思いますけれども、本当にいいと考えていらっしゃるのかお伺いします。

森山教育次長　学校で言えばクラスが40人単位で運営を行うようなイメージです。そうした中で40人に1人で多いか少ないかという話になれば、やっぱりそれも本当に子どもの状態だと思えます。一概に言える話ではないと思います。ただ、最低として基準はこういうふうに定めるけれども、子どものケースによっては1人で見ることは難しいと思えますので、それなりの手立てが必要だと思います。

大平委員　何もなくても、ただでさえ児童生徒はいろんな子が存在しています。前提として物事を考えてしっかり条文に記述し、それを後世に担保させるということがこの条例の意義だと思いますので、そういう認識はどうかと思っております。その辺についてはどうでしょうか。

森山教育次長　20人に1人とか10人に1人とかいろいろ考え方はあると思いますが、やはり最低の基準はこういう形で定めさせていただいて、本当に足りないところについてはそれなりの手立てが必要なのかなと思います。

大平委員　同じ項目で補助員を入れてもいいということが書かれていますけど、この補助員については、普通の方が行ってそれでも補助員なのか、それとも資格要件あるいはきちんとした研修や講習、経験などを踏まえた補助員なのか、その辺の認識はどうですか。

戸田子ども課副参事　今現在、学童保育の指導員は、資格が保育士、幼稚園教諭、小学校教諭などの免許を持っている者がほとんどなんですが、免許を持っていない者については、新潟県の児童厚生員の研修が毎年ございまして、こちらのほうにかなりの日数行っております。今後につきましても、この研修が続くことが予定されておりますので、仮に資格がない補助員が採用されたとしても、その研修については引き続き受けてもらうことを考えております。

渡辺委員　ここでいう補助員にも当然のことながら給付の対象ということになってくるかと思えます。今の教育次長の説明ですと、例えば障害があるお子さんですとか発達障害等のお子さん等が現場にいらっしゃるようなときには、適切なプラスアルファの配置をしていくことになるかと思えます。その場合には、当然この基準よりも上になりますが、これは最低基準ですので国からはここまでしかお金が出ないと考えています。今後のあり方としては、市が市営のところに加配をしていくということも当然ですけども、これからは私立で放課後児童クラブを運営する場合もあるかと思えます。そういったところもやはり

加配に対する基準を設けて私立それからまた市立の差がないようにしていかなければいけないというような気がしますけれど、そのあたりについてのお考えはどうでしょうか。

森山教育次長 言われることはわかります。ただ、やっぱり状態が全部違います。子どもの状態も違いますし、施設の内容も違いますし、そういった意味ではきちんと書き物に残してつくれるかという、その辺はちょっと難しいところがあるかなというふうに思います。考えていらっしゃることはそういうことだと思います。

渡辺委員 では、書き物に残すことができなかつたとしても、私立と市直営との差がないように努力していただくという点ではいかがでしょうか。

森山教育次長 それはそうです。ただ、個人でやる場合は個人が事業主ですので、そこに私どもが越権行為で口を出すことはできない部分もあると思っています。

大平委員 68ページ、第14条の衛生管理ですが、これはわざわざ条文でうたっています。1、2、3項、このことについては、先ほどから衛生管理について私は質疑で触れましたけど、わざわざ条文としてうたっているのは非常に大事なことだなと思って読ませていただきました。このことを受けて指導員等には、知識やその他実務で研修あるいは魚沼市独自で別に規程を設けたりする予定はありますか。

森山教育次長 これは来年4月からの条例ですので、全体として研修等については検討している最中です。

大平委員 わざわざ条文等に3項目に分けて載せているわけで、非常に大事な部分だと思いますので、議論の際にしっかりと位置づけて、後々に大きな事故等につながらないように万全の措置を講じていただきたいと思いますが、見解はどうですか。

森山教育次長 そのようにしたいと思います。

渡辺委員 先ほどの私立については越権行為というお話がございましたけれども、これは事例なんですけど、東京都のほうでは独自に国の基準以上の規程を設けまして、その分東京都が手厚く補助を出すかわりに国の基準以上の報告を求めるとか、いろんなことを規程しております。そういった意味では、子どもの安全を守るためには、それと公平性を担保するためにも、そういった考え方もあるというふうにこれから認識をしていただけないでしょうか。

森山教育次長 先ほどとはちょっと逆のケースで、私どもは最低を定める、私立のほうはもっといい制度をいっぱい入れて園児をいっぱいふやしていく。これは私立の当然の考え方ですので、そういった意味でいうと、私どものほうで口を出せる部分と出せない部分があるのかなと思います。

大平委員 もう1点、学童保育等については、現行は把握していないんですけど、ここには障害児の対応についての記載はないのですが、先ほど森山次長はいろんな児童がいるので、その施設ごとに状況に応じてという対応を行うと、別のところでおっしゃいましたけれども、いろんな障害児の子たちがいますけれども、その対応は今後学童の中ではどう考えていくのか、そこをお伺いします。

森山教育次長 その子の状態によって違いますので一概に言えませんが、障害という認定の前の段階の子どもたち、学校で言うと普通学級に入っているんだけど支援学級に行ってもいいかなという境目の子どもたちというのは、やはりもうちょっと手厚いところで見ることが必要がある。私が申し上げたのは、そういう子どもの話をさせていただきました。

大平委員　それは、ちゃんと対応するということでよろしいですか。

森山教育次長　先ほど言いましたように、そういった子どもを見るためには人的な手立てを厚くするという事です。

渡辺委員　今のことも関連するんですけども、そうなる基準以上のことを、例えばこれから私立で放課後児童クラブができたとしても、していかなければいけないと思います。ですので、そういった意味においても魚沼市として国の基準以上のことを今後は考えていく必要があるのではないかというふうに思います。私立のほうには国の基準以上のことができないということになってしまいますと、子どもさんの不利益や、それから通うところ等が狭まれてしまったりということもありますので、そういったことを踏まえると、先ほどの私の質疑に対して教育次長は答弁しましたけれども、東京都がそうやって独自につけているのは、ある意味子どもの安全性を市がきちんと担保するためには、国の基準以上のことをしていくことによって、そこに口を出していけるというようなところもあっているということをお聞かせいただいたこともあります。今すぐどうこうではありませんが、将来のこととして考えていただける余地はありませんでしょうか。

森山教育次長　そこは考え方だと思います。当然最低基準がクリアできなければ開園できないし運営できないわけですので、当然そこは守っていただくという話です。マイナス思考の話ばかりですけども、プラスで考えると民営のいいところは公営ができないところをやるところも当然あるわけですので、そういった中では力を入れる部分が公営と違ってこの部分が売りだから入ってくださいという、ほかの基準は当然最低ラインを守った上でやるということも考えられるわけですので、民営さんについてはいろいろ工夫をしていただきたいと思っております。

関矢委員長　ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第82号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第82号 魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。しばらくの間、休憩とします。

休　　憩 (12 : 29)

再　　開 (13 : 30)

関矢委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。

#### **(10) 所管事務調査について**

##### **・第6期介護保険事業計画について**

関矢委員長　日程第10、所管事務調査についてを議題とします。最初に、第6期介護保険事業計画についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

青木福祉課長 第6期の介護保険事業計画につきましては、9月3日に庁議で報告、9月5日にことし3回目となります策定委員会を開催しまして、計画の骨子について確認、了承を得ておりますので、委員の皆様にお手元に配付の資料によって説明させていただきます。

山田介護福祉室長 (資料「魚沼市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画骨子案のイメージ」により説明)

青木福祉課長 若干補足させていただきます。今後の日程でございますが、10月上旬までに骨子の中に文言が入った案を作成しまして、庁内の検討会議で調整し、11月下旬をめどに計画案として策定の予定でございます。12月上旬に策定委員会で審議いただく予定で現在進めております。それによって12月下旬に予算の作成、これに合わせてダイジェスト版を作成し、1月にパブリックコメントを実施したいという考えでございます。本委員会の皆様には、11月下旬以降、関矢委員長と日程調整いただきながら報告させていただきたいと考えております。

関矢委員長 これから質疑を行います。

渡辺委員 まず基本的なことで、福祉計画と第6期介護保険事業計画、別のものだと思います。ただ、これを見ると第1編総論とか第2編各論とかとなっていますけど、どちらのことを言っているやらというふうに感じるんですが、これはどういうふうにかえたらよろしいですか。

青木福祉課長 骨子の4ページをもう一度ご覧いただきたいと思うのですが、3の中に「老人福祉法第20条の8」ということで老人福祉計画がございますが、この条文の中で介護保険事業計画と一体的につくりなさいというふうに定められておりますので、全てこの中で一体的に網羅した計画ということになっています。

渡辺委員 これまでも私は高齢者福祉計画という冊子と介護保険事業計画という冊子と2冊見させていただいてきたというふうに思っているんですけども、そうすると1冊にまとまるということですか。

青木福祉課長 私も5期までしか見ておりませんが、一体的に作成されております。

渡辺委員 以前は2冊あった時期はございますか。

山田介護福祉室長 第5期の計画も、市の高齢者福祉計画それから第5期介護保険事業計画の1冊になっております。恐らく介護保険法ができるまでは高齢者福祉計画を策定していたのかなというふうに思うんですが介護保険法ができてから介護保険の事業計画を一体的に策定するということになってきております。

渡辺委員 そうしますと、介護保険の運営協議会というのは年に何回か開かれているかと思えます。そのメンバーも決算のときにお示しされていますが、この魚沼市高齢者福祉計画策定委員会という委員のメンバーというのは、3年に一度の策定のときだけにつくられる委員会でございますか。

青木福祉課長 おっしゃるとおりこの計画策定に向けてつくる委員会ではありますが、今ほどお話のありました介護保険運営協議会委員が全員入っておりますし、そのほかに公募で2名加わっている委員会でございます。

大平委員 第2章の高齢者数等の推計というふうにあるんですけど、これは人口推計だと思うんですが、計画時期だけなのか、それとも将来を見据えた推計を出すのか、そこら辺はどうでしょうか。

青木福祉課長 国のほうから2025年を見据えた推計をしなさいということになっておりますので、そういう数値を上げる予定になっております。

渡辺委員 では、5ページの庁内体制というところで検討会議ということで介護福祉室、それから厚生室、それから健康増進室と都市整備室ということなんですが、その前のページでいきますと総合計画との整合性ですとか上位計画というようなところもあるかと思っております。人口問題対策本部も設置され、そしてそこが高齢者のこのところも実は人口問題と本当のことを言うと切り離せない。高齢者だから人口がふえないという問題ではないと思っておりますし、逆を言うと魚沼市の場合、高齢者がここにいられなくて減っているという現状もございます。そういったことから考えると、子どもたちが魚沼市にいないと新潟や東京にいて、ある一定の年齢になるとそちらのほうに行ってしまうような可能性もある中で、そういった人口問題対策本部との連携というのはどの場面でされるのか、またはそういう計画がないのか、お伺いします。

青木福祉課長 先ほど申し上げましたが、策定委員会の前段で庁議のほうにも報告させてもらっておりますが、庁議メンバーが人口問題対策本部の本部員ということもございまして、引き続き計画を進めていく中で庁議の場で報告してご意見をいただくということになります。

渡辺委員 であるならば、検討会議の中に企画政策室ですとかそういったところもひとつ関係が深い室ですから、そこも一緒になって入っていったほうが総合計画の中に反映して、今後総合計画が変わったときにはそちらを変えていくというようなお話でしたけれども、一体的に変えなくても済むような方向性もあるのではないかと思うんですけれども、このところは今後一緒になっていくという方向性はありますか。

青木福祉課長 現在、骨子を作成する段階でも担当が企画政策課と協議させてもらっておりますし、今後も第2次総合計画の進捗にもよりますが、特に計画については企画政策課とは適宜調整させてもらう予定になっております。

渡辺委員 そうであれば、この庁内体制のところはもう既にやっているのであれば、名前がどういうふうな名称になるのかわかりませんが、ここにそういった部署も一緒になって検討しているんだということを、これはうちのところですからどこかに出るというわけではないんですけれども、そのことが今後またこういった策定委員会等に示していくときにはその話も出てくるでしょうから、ここだけではなくって大きな枠組みの中で考えているということを示すためにもちょっと入れてもいいのかななんて思ったんですけどいかがでしょうか。

青木福祉課長 ここにございます庁内検討会議というのは、個別に各担当課長から推薦いただいた職員を指名いたしまして開催する会議でございまして、企画政策課といいますと特別この会議の中で計画の検討をいただくというよりも、総合計画との整合性ということで個別に調整させていただくということによろしいかと考えております。

渡辺委員 そうであれば、それがわかるような策定の体制があるといいなというふうに思います。これだと何かここだけでしているように見えちゃうので、このメンバーの中にはそれが入っていないと、でもそこと違うところで検討があるというのであれば、その体制がわかるようにしていただくとありがたかったかなと。今ここに出してきたのですから、ここで今すぐ変えなきゃいけないという話ではないんですが、今後いろんなところでお話

をするときには見える形にしたほうがより丁寧ではないかなという気がしますが。

青木福祉課長 参考にさせていただきます。

大平委員 国の指針の中で「6）介護サービスの情報の公表」とあるんですけど、これがどういう形で今まで表してきましたか。この計画だけですか。練った計画の中で公表してきたのか、それとも随時、年度ごとに変わる部分もあると思いますが、この公表についてはこの指針を受けてどのように変わるのか、その辺どのようにお考えですか。

山田介護福祉室長 国のほうでは見える化サービスというような形で情報の公表を行っていく予定で今、整備が進められています。見える化サービスというのは、魚沼市と大体似たような自治体と比較できるような情報で、それぞれのサービスや人口、給付費などを比較していく材料を国としては全員の皆さんにそういう箇所を設けて公開していくという考えでおります。一気に情報の公表というのは出てこないんですが、これから逐一情報の公開はなされていくというふうにご考えております。なお、詳細についてはまだわかっておりません。

大平委員 ただ自治体との比較というのか、市民から見て必要な情報かなと思うんですけど、その辺の具体的なことも考えておられるんですか。その点どう考えているのか。

山田介護福祉室長 その部分については、ただ単に比較だけではできない要素を十分含んでおります。例えば、介護保険のサービス事業所その部分が充実している地域においては、当然保険料をそのように反映してくる部分がありますので、ただ単純に比較はできないんですが、その中から恐らくじゃ、どこが違って保険料がこんなに違うんだらうというのは、保険者が情報交換した中で、自分たちの地域で欠けている部分はこの点なんだということで改善できていけばいいのかなというふうにご考えております。

大平委員 ぜひその視点で、複雑な介護保険制度そのものでありますので、住民が見てできる限りわかりやすい情報を大づかみでも結構ですので示していただければなというふうにご思います。

渡辺委員 まず1点目なんですけど、日常生活圏域ということで、これまで魚沼市が設定していた圏域というのがいくつあってどの程度だったのかと、それから今後はそれをどういうふうにしていくという方向性なのかという点についてどうでしょうか。

青木福祉課長 魚沼市は1つの圏域ですし、今後もこの計画においては1つです。

渡辺委員 日常生活圏域が1つだということは、総合計画の中では3つなり、マスタープランにもあるんですけども、そこの整合性はちょっとどうなのかなというのが1点ありますし、それとやはり歩いて通える範囲ということで考えるとまたちょっと違うのかなという気がします。そうすると、地域包括ケアの単位としては、また別の方向で考えていって単位は設定するけれども、日常生活圏域としては魚沼市1つという考え方なのか、そのあたり少し教えていただきたいのですが。

青木福祉課長 介護の圏域としては1つの予定なんですけど、今ほど言われました地域包括ケアシステムの構築に向けては、やはり中心となる医療機関というのがあるかと思えます。例えば小出病院、堀之内病院、守門診療所、入広瀬診療所といったところを核として、そこにどういうふうにご介護が連携していくかということになるかと思えますので、そういった包括ケアの中では地域を見た中で考えていきたいと思っております。

渡辺委員 理解しました。今ほど質疑がありました介護サービスの情報の公表というところ

なのですが、見える化サービスということで国が考えているということになりますと、これまでも各市町村ごとにサービスがかなり違ってきていたということがございます。これは笑い話かもしれないんですけども、ある高齢者の方が、「おらたちが入る施設を探して、そこに入るがんは、東大に入るよりも難しい」と言っただけであちゃんがいたんですけども、何を言うかといえば、高齢になって自分が入る施設は、魚沼市の場合は本当に東大合格率よりも低いのではないかとというくらい大変だという意味だと思っております。そういったことを考えますと、これは今現在ですら、情報が公開されていない中ですら、人々の交流によりまして魚沼市が非常に待機者が多いですとか、あるいはサービスはこういうものが新潟市では充実しているとか、そういったことを皆さんがわかっているわけですね。そういった中で今現在でも、先ほども言いましたけれども、ある方が「三条のほうがサービスが手厚いので、まだ俺たち体が動くうちは何とかここにいるけれども、三条に住んでいる息子のところに将来行こうと思っている」というような声が聞こえてくるわけなんですけれども、そういったことを考えると、見える化サービスが促進されますとますます状況的に厳しいことにならなきゃいいがという懸念があるんですが、そういったところはどうしてお考えですか。

青木福祉課長　先ほど山田室長が申し上げましたが、見える化システムにつきましては、他の地域の特徴や当然地域ごとの課題等があるわけですし、それをこのシステムを利用することによって客観的に把握できるようになったということですので、やっぱり活用できるものは活用して、公表できるものは公表していきたいと考えております。

渡辺委員　先ほどの基本目標の中に、現行の計画から新しく入ってきたところということで、高齢者の居住安定ですとか在宅医療と介護の連携、支え手の育成・養成、このあたりが本当に一番力を入れていかなければいけないところだというふうに認識しておりますけれども、魚沼市の場合どちらかというと費用抑制のほうに重きを置いてきたのではないかなという感じがございます。そういった中で特別養護老人ホームのほうも、国のほうはこれまでできるだけ個室化ということで新規につくるものについては個室化ということで来ていたところ、新聞等によりまして今後はプライバシーに配慮した相部屋であれば、厚労省のほうは積極的に認めるような方針に転換する方向だという記事も読ませていただいています。そういったことにつきましては、今わかっている段階で結構なんですけれどもどのような方針になっていますでしょうか。

青木福祉課長　まだ具体的なことは私の頭の中にはないですが、今までの計画と大きく違って、今までの計画はやっぱり3年ごとのローリングであったかと思うんですが、今回の法改正によりまして地域の環境、考え方、家庭のあり方と大分変化してきております。そういった部分を考慮した計画にしなければならないと考えております。

渡辺委員　まさしく都会型の人たちと魚沼市にこれまでずっと住んできた人たちでは、本当に考え方が違うので、個室だけがいいというわけではないのではないかとというのは随分前から魚沼では議論になってきているところであるかと思っております。そういった中で、魚沼に住んできた人が魚沼で住み続けながらしっかりと介護を受けていける体制を今後構築しなければいけないと思いますけれども、できるだけ、例えば先ほど言った三条に子どもさんがいたとしても魚沼で住みながら三条の方がこっちに、ばあちゃんたちが魚沼がいいなら俺たちが通ってたまに見るよというような方向で施策を進めていただい

るのかちょっと心配なんですけれども、そのあたりは基本的にはどのようにお考えでしょうか。

青木福祉課長　やはり生まれ育った地域で安心して暮らしていけるというのを一番念頭に置くつもりです。

関矢委員長　ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終わります。本件については、10月中に案を策定するという話がありました。また、本委員会で10月に先進地を視察してまいります。本日はこの程度にいたしまして、引き続き調査していくこととします。

## ・中学校の学区再編について

関矢委員長　次に、中学校の学区再編についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

森山教育次長　学区再編につきましてお話をさせていただきます。今まで保護者会の役員さんと具体的な話を進めるということでお話をしてきたところですが、なかなか話し合いが進まない中、守門地区の幼保小中の保護者会の代表の方からは平成26年7月16日付、入広瀬地区の幼小中の保護者会の代表の方からは8月22日付で、今回の通学区域再編計画(案)に対する要望書が提出されました。内容はいずれも同じで、「平成25年7月提案の通学区域再編計画(案)は撤回若しくは保留とし、具体的な方針を盛り込んだ代替案を作成する」これが1点目です。2点目として「代替案については、保護者や地域住民代表、有識者などを含めた組織において具体的な方策を検討し、作成する」ということとございます。私どもとしては、今まで保護者や地域の皆さんと数多く意見交換をさせていただきましたが、残念ながらこの計画案についてご理解をいただいたという状況にはありません。したがって、私たちとしては、子どもたちの教育環境を考えたときに統合が望ましいという考え方に変わりはありませんが、計画案の平成29年4月統合は、残された時間の中では難しいという判断をいたしました。今後は、要望書にある保護者、地域住民代表、有識者等で組織する検討委員会を設け、統合の時期も含め継続して協議を進めていきたいと考えておりますので、こうした形で要望書の回答を考えております。今の状況といたしましては以上です。

関矢委員長　これから質疑を行います。

大平委員　回答はいつを予定されていますか。

森山教育次長　本委員会が終了して、その後というふうに考えています。

大平委員　具体的な日付は考えていないですか。

森山教育次長　今の時点でそこまでは考えていません。

大平委員　守門が7月16日、入広瀬が8月22日ということで、守門の方についてはもう2カ月以上待たせている。当初は8月下旬と回答して今まで延ばしてきたわけなんですけれども、もう待たないで、早急に文書あるいは説明をきちんとするべきだと私は思いますし、日程もちゃんと設定し、それも早期に行うべきと考えます。今は考えていないと言わないで、いつまでに必ずやるということで臨んでいただきたいと思いますが、その辺についてはどうですか。

森山教育次長　早めにしたというふうに考えています。守門地区の代表の方につきましては、学校教育課長のほうで連絡を取らせていただいて、それぞれ何回か遅れて申し訳ない

という話をさせていただいて今に至っています。私どもとしても大変大きな、方向的には私どもの考え方は変わりませんが、やはり今までと話し合いの持ち方が違ってきますので、その部分については所管の委員会の皆さんにまずお話をさせていただいて、その後回答させていただきたいということで考えています。

大平委員 要望書の中身は計画案の白紙撤回の文言がありますが、これについては白紙撤回で1から計画案を練り直すという立場で検討するおつもりなのか、それとも次長がおっしゃいました方向性は変えない中で、それを踏まえて検討を今後するという事なのか、そこから辺についてはどうですか。

森山教育次長 今回の計画案の内容については、私どもはこういう考えでお願いしてきた、保護者の皆さんの中にはもう反対で最初から統合はないよという考えの方がいらっしゃるという中で、それぞれの方が集まって新しい組織をつくって、そこで議論をスタートするという事だと思います。

大平委員 そこをあいまいにしないで、やはり要望どおりに一度計画を白紙に戻し、保護者が中心になるかと思いますが地域を交えて一つ一つ積み上げていくことが、これは時間がかかると思いますがやっぱりそれをやり遂げないという教育環境、次長が言っているいい教育環境は整えられないというふうには私は思います。そういう意味で、今度こそ真摯に向き合って保護者と地域と話し合いの場を持って、検討委員会等で議論を重ねてほしいと思いますが、その点について教育長、今はどういうお考えでしょうか。

星教育長 先ほど次長が話したとおりで今は進めたいと考えております。

森島委員 統合の基準というのはあるわけですね。国で定めた基準は。

星教育長 文科省もしくは国で、こういう状態になったら統合を進めなさい、検討しなさいという基準はありません。

森島委員 昭和31年頃、ある程度国のほうで基準があったかと思うんですけども、それが今回の政府のほうで財政の部分も含めて統廃合を推進すべきだというような、いろいろ会議が設けられているように聞いております。それは、学校は12から18学級、あるいは通学区が4キロという定めの中で聞いているわけですけども、基準があったやに聞いているんですけど、ないのかということだけ1点お聞かせいただきたい。

星教育長 私の理解ではそういったものはないと思いますが、持ち帰りまして調べてみたいとは思いますが、ただ、こうなったら統合を進めろというのではなくて、学校をつくる場合もしくは統合する場合には、距離はこの程度、時間はこの程度みたいなものはあるとは理解していますが、そろそろ統合したらどうだという基準はないのではないかと理解しております。

森島委員 恐らく望ましいという、そういう表現の仕方なんだろうというふうに思うんですけども、後ほどまた調べて教えていただきたいと思っております。

渡辺委員 平成18年のときの学区再編計画（案）があるわけですけども、その案をつくるに当たりましては、地域の区長会ですとかいろいろなところから意見を寄せていただきながらあれを策定し、そしてその後住民説明をしなければいけないというところまで来ていた案だと思っております。その点は間違いはないでしょうか。

森山教育次長 そういう事だと思います。

渡辺委員 そういった意味では、平成18年の作成については、地域住民からの要望等も入れ

た中でつくられてきて、それを地域に説明していったという経緯があります。今回の案と  
いうか、唐突に昨年出てきたというふうに私は思っているんですけども、あまりにも急  
激な子どもたちの減少ですとか、そういったいろんな事情があつてこういう形で、中学校  
については18年の案では広神東小学校と井口小学校が一緒になって1つの中学校、広神西  
小学校、守門、入広瀬小学校区が一緒になって1つの中学校という案だったと思いますけ  
れども、そこは間違いないですか。

森山教育次長 18年のときには、例示で例えばという表現の仕方があつたり、計画書として  
ははっきり形が見えないような内容の部分もありました。記述の中には今言われたような  
書き方のところもあったやに思います。

渡辺委員 記述の中にそういうふうに入っているということは、はっきりと言えないと今お  
っしゃいましたけれども、絵を見て、そしてまたその言葉を一つ一つ追って行って、こ  
れは必ずしもそうならないんだというふうに受け止める人もいれば、あるいは絵を見て、  
そうなるんだと受け止める方もいらっしゃると思っております。そういった意味におきま  
しては、先ほど大平委員のほうから白紙撤回してもう1回きちんとしたほうがいいんじ  
ゃないかというお話がありましたけれども、湯之谷の住民からしてみると、統合しないで湯  
之谷はずっと湯之谷中学校でいられるのか、あるいは今後は湯之谷中学校は小出小学校と  
一緒になっていくのか、やっぱり不安であるというところは否めないと思うんですね。そ  
うした意味におきましては、もう少し本当に大平委員が言うように白紙に戻すというより  
も、18年のところに一旦戻って、これが本当にちゃんとした案じゃなくて今後検討する案  
だというのであるならば、そこに戻って井口小学校と小出小学校が一緒になるかとか含め  
ながら全体できちんと考えていかないと、やっぱり小手先だけでこの1カ所だけではなく  
て魚沼市全体の構想があつたわけですから、それが変わるのであればもう少しきちんとし  
た説明会なりをしていかなければならないと思いますし、その中で皆さんの合意で、じゃ、  
このあたりが分かれるよねといったときには個別の対応でまた話をしていくというふう  
になったほうが私はいいのではないかと思うんですけども、そのあたり教育長も教育次  
長もどのようにお考えですか。

関矢委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (14:25)

再 開 (14:37)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

森山教育次長 25年度に提案した内容は、小学校区については変えませんということがあり  
ます。その上で私どもとしては今回考え方を変えたのではなく、時期的に不可能だろうと  
いうことがあつて、今までの話し合いの中で理解していただいた方も当然いらっしゃるわ  
けです。ただ、今回ああいう形で要望が出たので、その要望書に叶うような組織をつくつ  
て、その中でもう少し理解を深めていただきたいというのが、今回の要望書に対する考え  
方といたしますか、保護者の皆さんとこういう方向でどうでしょうという話をする内容とい  
うことでございます。

渡辺委員 その旧3地区については、その説明で了解を得る方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、18年の案はまだ生きておりますので、市内の住民はそれがまだあると思っている方もいます。そういった中で湯之谷地域に対して、また、小出地域に対して、そこはもう当分の間考えなくなって、ずっとこのままで行くんだという説明があれば安心するでしょうけれども、全くそういった説明も今現在ございません。そういうことも考えたときに、では小学校については案のままこれで統廃合はないんだということになって、中学校については25年のときに出してきた計画については、それだけではなく市内全体について中学校をどうするかというふうに白紙撤回して考えられる方向性もあるかと思うんですけど、いかがでしょうか。

森山教育次長 行政が同じ内容に対して計画案を2つ出すというのはあり得ないと思います。今回、25年の案をつくったときに市内旧6町村全部回らせていただいて、そのときの説明の内容は、18年の計画の見直しですという話をしています。そういった意味では18年の計画はもう既になくなっていて25年のこの案が見直しされた案だと思っています。説明会の際になかなかお集まりいただけなかったのも、確かに市民全員が知っているかと言われると、そこは私どものほうの説明も不足したかなという部分はあるかと思っています。ですので、今の案だと小学校区は変えない、中学校区について提案のように変えたい。なおかつ学区再編自体がそんなに頻繁にやる話ではないと思っていますので、当然今の学区再編案が決まって実行に移されれば、当面の間はまた新たな学区再編の話をすぐに出すというものではないと思います。

渡辺委員 私は2つ計画を出してくださいという話はしておりません。今ほどの教育次長の説明であれば、見直し案を出したということであれば、その見直し案を白紙撤回して、もう一度中学校のことにきちんとすべきではないでしょうか。私自身、今初めて当面の間ないということは聞かせていただきましたけれど、前の説明のときには湯之谷中学校についても小出小学校との統合のほうがいいかもしれないような話を教育長なり教育次長なりがしていたという記憶がございます。後でまた会議録のほう見直していただきたいと思っておりますけれども、湯之谷中学校も小出中学校もこのまま当面行くという明確な答えというのは今までいただいた覚えはございません。

森山教育次長 表現がそういう表現ではないと思いますが、今回の計画案については小学校区はそのまま、中学校区について提案した3校の統合をお願いしているということです。

大平委員 先ほど私が言った中身についてよくわからないところがあったので再度お聞きします。要望書の1番目と2番目、2番目については検討委員会を立ち上げるという話をしましたけれども、白紙撤回というのは言いませんでした。計画は生きていて、そのもとで計画をさらに変更もしくはこのまま理解が得られれば進めていくと、そういうおつもりですか。

森山教育次長 新しい検討委員会の中で、そのご理解をいただければそのようになると思います。

大平委員 アンケートを採って今まで議論してきて、そして要望書を出すに至った経緯のことを本当に真摯に受け止めているのかなというふうに私は今お聞きしまして感じます。そのことの意味はやはり大きいと思いますよ。そうそう出せるものではないとさっきおっしゃいましたけど、本当に頻繁にあっても困るし、計画がその都度変更されても困りますが、

やはり何が一番大事なのかということに住民と学校について言えば保護者と生徒児童と一体になった話し合い、そういうことが行われて初めていい学校教育が行われると、私はこの委員会の中で何度も言った覚えがありますが、やはり時間を、ないとおっしゃいましたけど今こそ時間をかけて行うべきではないでしょうか。そして、その要望をきちっと2点に絞って保護者が出してきた意味をやはり真摯に受け止めて、受け入れて、1から計画案を練るということをするべきじゃないですか。その辺どうですか。

星教育長 要望書の内容をもう1回読み上げさせていただきます。「1、平成25年7月提案の通学区域再編計画(案)は、撤回若しくは保留とし、具体的な方策を盛り込んだ代替案を作成する。2、代替案については、保護者や地域住民代表、有識者などを含めた組織において具体的な方策を検討し、作成する」、裏側に理由が書いてありますが、中身は今の2つです。私どもは、1については撤回もしくは保留となっているうちの保留を選んだつもりでいます。2については、先ほど申し上げましたように組織において具体的な方策を検討し、作成するのを選んだつもりでいます。それに対して渡辺委員は、そんなんじやだめだと、要するに全部白紙でも何でもしてもう一度作り直すべきだろうというご意見だと思いますけど、そうなるこの要望書の範囲を遙かに超えてしまうというふうには私は理解しています。この要望書を見れば明らかに守門中学校の地区の方々も入広瀬地区の方々も今、話題になっている3中学校の統合の問題に絞って来ていると私は理解しています。

大平委員 先ほど次長が時間がないとおっしゃったと思いますけど、それは何についての時間がないとおっしゃったのか、そこについて答弁を求めます。

森山教育次長 計画の案では、29年の4月となっています。統合という話になると、統合という意思決定がされてからある程度の期間がないと当然準備ができませんので、その期間がないという意味です。

大平委員 そもそもその期限を区切った、そして3地区を一緒にするという案で、それについても恐らく時間という頭があったと思いますが、それについては今はないと。計画案についての、平成29年度にはもう間に合わないから、そこについて時間がないという意味でしょうか。

森山教育次長 29年の統合には間に合わない、その時間がないということです。

大平委員 検討委員会を今後地元と一緒に立ち上げるとは思いますけれども、それも間を置かず早期に提案をし、進めていただきたいと、そのスケジュール的なものもやはり住民の声を聞いて一緒にやるという立場でやっていただきたいということがあります。せつかく地元で立ち上げたそういう組織が年度を超えて議論する場合、止まる場合もあるし、後戻りする場合もあると思いますので、そこら辺を地元と地域で十分に図っていただきたいと思いますが、今後の会の立ち上げ、運営についても少しお考えがあればお聞かせください。

森山教育次長 今ほど委員が言われたように、メンバーの方と相談しながら決めていきたいと思っています。

渡辺委員 今ほどのお話ですと、29年の統合には時間がないということなんですが、今後検討委員会なりで話し合いをした結果、保留ということを選択したということですから、そうすると例えば統合しないという結論が出るかもしれませんし、統合はするけれども場所は違うところという結論も出て、場所が違ってあるいは建設等という話になったりします

と、どう考えても29年の統合というの厳しいという結果にはなってくるかもしれませんが、そういったことも踏まえて統合しない、あるいは統合する、あるいは統合するけれども場所は別のところに行くといったいくつかの答えが出てくる可能性があります。そういった意味では、29年の4月に統合するという案は、今のところこうやって検討を始めるということであるならば、保留という言い方よりも撤回のほうがいいんじゃないでしょうか。

星教育長 受け取り方の違いですのでお任せします。

森島委員 その要望書は資料としていただけませんか。

関矢委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (14:50)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (14:51)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。要望書のコピーを後ほど配布します。ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終わります。本件についても、10月に行政視察をしてまいりますので、本日はこの程度にいたしまして、引き続き調査していくこととします。

#### ・ 保育園の統合について

関矢委員長 次に、ひかり保育園の統合についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

星教育長 冒頭お詫びを申し上げます。この件につきまして、後で経過等を次長が説明しますが、教育委員会は議会を軽視しているのではないかという批判がこちらから出たということをお伺いしたので、決して私どもはそういうつもりはないんですけれども、そういう話が出されたこと自体が問題だと思っておりますのでお詫び申し上げたいと思っております。ひかり保育園の統合の件につきまして、私どもが若干方針を変更するという程度に思っておりましたので、そのあたりがこういう形になってしまったのかなと思っております。せめて関矢委員長にはお話ししておけばよかったのかと思っております。今後はこういうことがないように、議会や福祉文教委員会の方々と意思の疎通を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。詳細につきましては、次長が説明します。

森山教育次長 ひかり保育園の統合につきましてお話をいたします。昨年11月から保護者、地域の方に説明をしてまいりました。その説明会では、統合の話が昨年11月に出されて来年の4月というのは急すぎるというお話であったり、また、前の3園統合のときのお話を知らない等のお話が出されました。その後、保護者から存続を希望する要望書が提出されました。そうした今までの一連の流れを受けていろいろと検討させていただいた結果、出された要望書の回答に先立って保護者の方や地域の方に私どもの考え方を説明申し上げてどうでしょうかという事前の話し合いを持たせていただきました。その内容というのが、

統合の時期を3年間延長し、平成30年4月1日として、それまでの間はつくし保育園の分園という形で運営するというお話をさせていただきました。結果、おおむねご理解をいただいたと思っております。そうしたことで、きょうのこの委員会でお話をさせていただいて、その後保護者の方には今お話ししたような内容で回答させていただきたいと考えております。

関矢委員長　これから質疑を行います。

渡辺委員　住民の皆さん方からは、まだまだひかり保育園に通いたい年代の子たちがいるということで、3年間くらい経つとその人数がぐっとまた減るので、それまでは分園としてやって行ってほしいと。そのあたりだと理解いただけるのではないかと今考えているということでしょうか。

森山教育次長　そういう内容で事前に話をさせていただいたときには、おおむね理解をいただいたと。ちなみに保護者の皆さんからは、要望みたいな形でひかりとつくしの交流をいっぱいやってほしいとか、卒園式や入園式はどうなるんですかといった質問がほとんどで、反対意見は聞かれなかった気がしています。

渡辺委員　そうしますと、分園という形でどうだろうかと、今のところ回答ではなく提案した形で説明をしたというふうに理解してよろしいですか。

森山教育次長　そのとおりです。

渡辺委員　選択肢はいろいろあるかと思っています。27年度から子ども・子育て支援法が入ってきますので、その中の小規模保育等を活用すると、ひかり保育園が3年でなくても未満児クラスにつきましてはまだ存続できる可能性もございます。そのあたりもしっかりと住民の皆さん方とよくお話をさせていただいて、新しい法律が入ってくる中でいい方法を模索していただきたいと。3年終わってしまったらあそこは何もなくなるんだよという形がいいのか、それとも未満児くらいは預かってほしい人がいる限りは小規模保育あるいは家庭的保育等で見ていくという形についてもお話をする可能性はございますか。

星教育長　今ほどの件につきましては、一応保護者会もしくは地域の方にご説明しました。その前に人数を頭に入れてほしいのですが、今、年長さんが10人、年中さんが3人、年少さんが3人となっています。来年10人が卒園するので統合はどうだろうかとという話から始まったということです。よくよく調べてみましたら今度入の方があの地区に9人いて、入りそうだという方が8人と伺っています。そうすると減るには減るんだけど、減り具合が緩やかになるということで、先ほどのような選択をしました。その後、今の1歳児が2人、そして0歳児、これは7月までですが1人しかいません。そうなりますと、8人の方が卒園してしまいますと2人、1人という人数になりますので、未満児を対象にした少人数保育もなかなか難しい感じがするなどは思っています。ただ、家庭的保育を希望する方がもちろん出てくれば考えられることですし、もしくはひかり保育園の場所をNPOなど団体の方が借り受けて運営したいという方が現れれば、そんな質問は出ていませんので私どもは言うてはいませんが、出てくれば私どもとして検討の余地はあると考えています。

森島委員　そうすると、27年度、28年度、29年度の入園者は何人になりますか。

星教育長　今の予定ですと、27年度は年長が3人、年中が3人、年少が8人、未満児1人希望があるかもしれないと言われていています。28年度は年長が3人、年中が8人、年少が全員

来ても2人です。29年度は年長が8人、年中が2人、その下はまだわかりません。

森島委員　　そうしますと、旧湯之谷地区では合併後さくら保育園をつくり保育園に統合した経過もあります。大沢の皆さん方は、ある意味ではこの統合を視野に入れながら賛成した。かみ、しもの中を抜けて統合した経過があるわけです。大沢の皆さん方がどう考えるのか。確かに今残すのは、地元の方の要望ですからそれはそれとして、そのような行政のやり方について、私は非常に先ほどの問題でもないんですけどもいろんな部分で障害が出てくるのではないかという懸念をしているんですけども、大沢に対して説明するのか、このまま突っ走っていくのかということなんですけど、どうお考えですか。

星教育長　　平成22年の3園統合の問題までさかのぼったわけですけども、最終的には市長裁定で決まったと伺っています。そのときの内容が、さくらとつくしは23年度統合、ひかりは当分残すけれどもいずれは統合するという形で決着したと伺っています。その統合のところに時期が入っていなかったの、当時は教育委員会ではなかったですが所管の課で検討するはずだったんですけども、24年度から教育委員会の所管になり内々検討を進めた結果が、10人の年長さんがいなくなる時期が1つの機会ではないかということで提案申し上げたんですけど、先ほど申し上げたように時期が入っていなかったために教育委員会としてもなかなか適切に説明ができにくかったという部分はやっぱりあると思いますので、今回は一応時期を明記して提案をさせていただきました。最終回答した結果、皆さん方が受け入れるということになれば、当然周知の方法も必要になってくるわけですけど、ひかり保育園の現在の当該地域につきましてはきちんとその回答に基づいた説明をしたいと思えます。全地域的には、私は湯之谷地区の自治会長会議でいいのではないかと思います。説明をしていきたいと思えます。

森島委員　　分園ということですが、園長がいなくて、つくし保育園に園長がいることになりませんが、職員体制はどういう形になりますか。園長がいなくなるだけで、あとは今と同じなんですか。

星教育長　　基本的にはその体制と考えています。子どもの数が3人、3人、8人のとおりで行くことを前提にすれば、園長はつくしの園長が兼務、副園長1人、保育士2人、未満児が入れば未満児担当に1人、調理師の5人体制になるものと理解しています。

渡辺委員　　今現在のひかり保育園の未満児の人数は、0歳が1人、1歳が2人だったでしょうか。

星教育長　　先ほど申し上げたのは未満児の数ではなくて地域の子どもの数です。

戸田子ども課副参事　　9月1日現在ですが、0歳児なし、1歳児1名、2歳児が5名でございます。

渡辺委員　　そうしますと、ことし1歳児については2人、人口として。その後、0歳児についてことし1人生まれたということでこれからのことすし、今後未満児についても、魚沼市としては人口をふやしていくという流れの中では、ある意味27年度から始まる子ども・子育て支援法というのは、地域で子育てができることによって若者たちの流出を防いで人口をふやしていこうというのも一つの目的だと思っておりますので、今2人から1人になって、じゃ来年は1人も生まれぬのかではなく、来年度も何人か生まれてくるような施策をしていかなければいけないと思えますけれども、そのあたりは教育長も教育次長もそのように考えていますか。

星教育長 そのとおりです。

森山教育次長 そのとおりです。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終わります。本件については、本日はこの程度にいたしまして、引き続き調査していくこととします。

## (11) 閉会中の所管事務等の調査について

関矢委員長 日程第11、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出たいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申し出を行うことに決定しました。

## (12) その他

関矢委員長 日程第12、その他を議題とします。執行部から報告事項等がありますか。

金澤健康課長 医師等修学資金貸付金について情報提供いたします。経過につきましては、前回説明しておりますけれども、現在本人及び連帯保証人の弟については、債務整理に係る受任通知が来ておりまして、1年以上経過しますが破産の確定がない状況であります。また、連帯保証人の父親につきましては、債務整理受任後、個人再生の手続に入っておりますが、これは栗原市が6月30日付で即日抗告、不服申立てをしております。その裁定がまだ出ていないという情報がありました。現時点で訴訟が可能であると判断されます。今回、この3名を被告として訴えの提起について最終日に提案する予定となっております。考え方といたしましては、破産であれば破産法が優先されます。それまでの法的措置は無効になるということです。債権回収ができない上に弁護士費用が無駄になるという考え方もありますが、公金を扱う市といたしましては、権利の主張が必要と考えております。市としてやるべきことはやる方向で考えていますので、よろしく願いいたします。

関矢委員長 これから質疑を行います。

渡辺委員 全くそのとおりで、きちんと法的措置は取っていくべきだと思います。今ほど弁護士費用等がかかるというようなお話でしたが、今のところの見込みで結構なんですけれども、どのくらいを予定していますでしょうか。

金澤健康課長 弁護士については、着手金として税抜き27万円という見積もりが出ています。これは、成功報酬は見えておりません。その後、裁判で勝訴して、その後また新たな強制執行等を取れば、また成功報酬が出てくると思います。

渡辺委員 勝訴のお話でしたけれども、勝訴したとしてもその後向こうが破産が受理されるようになった場合にはどのようになりますか。

金澤健康課長 破産法が適用されますと、それまでの法的措置は全部無効になります。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) ほかに執行部からありませんか。

森山教育次長 すもんこども園の今後の予定についてお話をさせていただきたいと思えます。この定例会で所要額の補正予算をお願いいたしまして議決いただきました。今後、建設に伴う入札を行いまして、今の予定としては平成28年8月頃に新園舎へ移りたいという

ふうに考えています。それから、今までもんこども園は保育園ということでお話をさせていただきましたが、今後保護者の皆さんを中心に新しい制度の認定こども園とすることでどうかというご相談をしたいなというふうに思っています。相談の結果、認定こども園ということでご理解いただければ、その方向で進んでいきたいと思っています。

関矢委員長　これから質疑を行います。

大平委員　今、認定こども園の話が出ましたが、保護者に説明するというんですけど、保護者は情報を持っていないことも考えられ、議論にならないと思うんですが、やりますとって、はい、わかりましたという話にしかならないんじゃないかと思うんですが、そこから辺情報提供はあるんですか。

森山教育次長　当然お話をさせていただく段階で認定こども園とはこういうもので保育園とはここが違いますという話をさせていただかないと話し合いにならないと思います。

大平委員　その場で資料を出されても議論にならないと思いますので、事前提出でよく周知した上で話し合いをするべきだと思います。慎重に扱ってください。

森山教育次長　そのようにしたいと思います。

渡辺委員　実は今すもんこども園という名前で出発しますけれども実態が保育所ということについて、そのことを理解していない保護者が多いと思います。また、ニーズ調査から見ると、幼稚園の部門がなくなるのではないかということをおわかっていらっしゃるが守門からは幼稚園教育を受けたいという方がたくさんいらっしゃいましたので、そのあたりも大平委員ではありませんけれども本当に資料等提出しながら、今後守門地域の子どもたちをどういうふうに幼児教育も含めてやっていくか、ご説明いただきたいと思っております。

森山教育次長　そのように考えてやっていきたいと思っています。

関矢委員長　ほかにありませんか。(なし) ほかに執行部からありませんか。

森山教育次長　入広瀬地区にある入広瀬こどもの家が、昭和35年に建築された建物で大分老朽化が進んでおります。そうした中で、今こどもの家で私どもの管轄でいくと学童保育と図書室が入っています。今、入広瀬庁舎の3階部分が公民館ということで考えられていますので、その中に移したいと。守門庁舎の2階、3階でもやっていますが、イメージ的にはああいう形になろうかと思えます。ついては、28年をめどに今お話ししたような形でいきたいなと思っております。地元の説明等については、今後この委員会が終わった後にお話をさせていただきたいと考えております。

関矢委員長　これから質疑を行います。

渡辺委員　そうしますと、サービスについては維持するためで、建物についてだけ老朽化なので壊すということになりますか。

森山教育次長　そのように考えています。

関矢委員長　ほかにありませんか。(なし) ほかに執行部からありませんか。

森山教育次長　きょう資料としてお配りしてあります子ども・子育て支援事業計画(素案)ですが、前回説明させていただきましたが変更点だけ説明させていただきたいと思っています。

高橋子ども課長　57ページをお開きください。教育・保育の量の見込みという表なんですけど、②確保の内容の認定こども園のところ、先ほど次長が申し上げたすもんこども園を認定こども園にするという計画で、28年度から数字を入れました。

関矢委員長　これから質疑を行います。

渡辺委員　前回、私のほうでそういった質疑をさせていただきましたここに数字が入ったことによってスムーズな移行ができるのではないかと考えます。もう1つ、前回の質疑のときにも地域型保育についても、1年目ゼロになっておりますけれども、1でも2でもいいですので数字を入れることによって、年度途中での受け入れが可能になってくるかと思うところがあるんですけど、そこについての検討はいかがでしたでしょうか。

森山教育次長　前回は申し上げたとおり、ここに記載がないからといって事業ができないということではありませんので、今のこの計画表を見ていただいておりますので、今の段階で把握できる部分について数値化をさせていただいておりますので、そういった意味では、できれば27年度からやっていただける方があれば当然お願いしたいというスタンスでおります。

渡辺委員　前回の私の質疑の後で、前福祉課長から数字が入っていないとなかなか厳しく、数字を入れる変更からの手続になるという話もあったかと思えます。このことにつきましては、まだこれは決定というわけではないですので、そのあたりもう1回精査して、1でもあればやることはスムーズだと思いますので、介護保険事業計画等今まで福祉課が策定してきた経緯がございますので、そのあたりもちょっと確認取りながら進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

森山教育次長　その件については、県にも照会をさせていただきましたが、介護施設などの数字とは意味合いが違いまして、今回は数字が載っていないなくても申請があれば大丈夫という県の考え方ようです。

関矢委員長　ほかにありませんか。(なし) 委員からはありませんか。(なし) なければ、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 本日の福祉文教委員会は、これで閉会とします。

閉　　会 (15 : 21)